

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定及び喜多方市財務規則(平成18年喜多方市規則第47号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年9月24日

喜多方市長 遠藤 忠一

1	発注課	高郷総合支所 産業建設課 産業建設班
2	工事番号	第高産建工－6号
3	工事名	新田堤(池ノ原)ため池廃止(第2期)工事
4	工事場所	喜多方市高郷町池ノ原字ハツヲサ地内
5	工事種別	土木工事
6	工事概要	土工 N=1.0式 底樋撤去工 N=1.0式 堤体工 N=1.0式 仮設工 N=1.0式 法面工 A=282.0㎡ 放水路工 N=1.0式 水路工 L=13.1m 取壊し・撤去工 N=1.0式
7	工期	契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで
8	最低制限価格	設定する(最低制限価格を下回った額での入札は失格とする)
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(開札時)において(1)から(10)に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
		(1)令和7・8年度喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
		(2)市内業者であること。(※18 その他(4)参照)
		(3)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
		(4)技術者の配置について建設業法第26条の規定による技術者を適正に配置できること。
		(5)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
		(6)この案件に参加する他の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと。
		(7)喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または措置期間を経過していること。
		(8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
	(9)登録内容	本市において『土木一式工事』の工種登録のある者。
	(10)資格点数	土木工事の資格点数(客観点、主観点及び特別点の合計点)が600点以上であること。
10	入札参加の申込	
	(1)提出書類	制限付一般競争入札参加申請書(様式第3号)
	(2)提出方法	電子メール※、持参、又は郵送の方法により提出すること。 ※電子メールにより提出する場合は、事前に登録が必要
	(3)提出先	ア 電子メールの場合 登録の際に通知したアドレスへ所定の方法により送付(送信)すること。 イ 郵送又は持参する場合 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) 電話番号 0241-24-5279
	(4)申込受付期間	令和8年9月24日(木)から令和8年10月2日(金)午後5時まで

11	設計図書等の閲覧	
	(1)閲覧場所	高郷総合支所 産業建設課 産業建設班 なお、設計図書等のデータは、市ホームページからダウンロードできます。
	(2)閲覧期間	令和8年9月24日(木)から令和8年10月2日(金)午後5時まで
12	設計図書等への質問	
	(1)質問方法	質問書(様式第1号)を電子メール、FAX又は持参の方法により提出すること。
	(2)質問書提出先	高郷総合支所 産業建設課 産業建設班 電子メール t_sanken@city.kitakata.fukushima.jp FAX0241-44-2369
	(3)質問期間	令和8年9月24日(木)から令和8年9月30日(水)午後5時まで
	(4)質問回答期限	令和8年10月1日(木)
	(5)回答方法	電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。
13	入札方法等	
	(1)入札方法	郵便等(郵送又は直接提出)による入札
	(2)郵送等の方法	一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出すること。
	(3)郵送(提出)先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 喜多方市役所 総務部 財政課(契約検査班) ※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となります。
	(4)到着(提出)期限	令和8年10月6日(火) 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。
	(5)提出書類	入札書(様式第5号の1)及び価格内訳書(様式第5号の2) ・入札書及び価格内訳書は市指定様式を使用すること。 ・入札書及び価格内訳書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般競争入札制度の手引き」に示す方法によること。
14	開札日時等	
	(1)開札日時	令和8年10月7日(水) 午前8時45分
	(2)開札場所	喜多方市役所保健センター 3階 第3会議室
	(3)入札回数	2回を限度とする。ただし、初度の入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再入札(2回目)に参加できないものとする。 なお、初度の入札において予定価格の範囲内の入札が無い場合は、再入札を行うこととするが、当該入札書の郵送(提出)期限、開札日については、追って該当者に連絡する。
15	入札保証金	免除とする。
16	契約事項	(1)喜多方市財務規則及び喜多方市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。
		(2)本契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。
		(3)契約保証金は、喜多方市財務規則第97条の規定による。 ただし、同規則第98条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
17	現場代理人の常駐義務の緩和	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。(喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準による。)

18	その他	(1)喜多方市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
		(2)本公告に係る様式等については、契約担当課(財政課(契約検査班)、各総合支所住民課)で受け取るか、市ホームページよりダウンロードして使用すること。
		(3)不明な点については高郷総合支所 産業建設課 産業建設班(0241-44-2114)に確認すること。
		(4)市内業者とは、<u>喜多方市内に本店を有する者、又は喜多方市内に支店若しくは営業所等を有する者で次に掲げる要件アからエをすべて満たす者をいう。</u> ア 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。 イ 「法人設立事業所等設置申告書」が、市税務課で受付され、法人市民税を納付している者であること。 ウ 直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が2名以上であること。 エ 市内に支店若しくは営業所等を開設してから、継続して10年を経過していること。
		(5)入札参加者が次のアからサのいずれかに該当した場合は、当該入札を無効とする。 なお、詳細は「制限付一般競争入札制度の手引き」による。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 委任状を持参しない代理人のした入札(郵便等による入札を除く。) ウ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札 エ 1人で2通以上提出した入札 オ 記名押印を欠く入札 カ 金額を訂正した入札 キ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札 ク 談合その他の不正行為と認められる入札 ケ 価格内訳書の提出がない入札 コ 入札書と価格内訳書の金額に相違がある入札又は価格内訳書に記載する材料費、労務費及び国土交通省令で定める公共事業の施行のために必要な経費の内訳に不備がある入札 サ 法令又は市が指定した事項に違反した入札
		(6)本工事は、建設工事にかかる再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		(7)<u>本工事は「喜多方市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱」を適用する工事である。</u> なお、積算疑義申立による精査後、積算に誤りが認められた場合に落札候補者に変更が生じる入札又は落札候補者に変更は生じないが落札候補者が契約を望まない入札は当該入札を無効とする。